

公立大学法人周南公立大学

第1期中期計画

(令和4年4月1日～令和10年3月31日)

公立大学法人周南公立大学 第1期中期計画

目次

I	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	3
II	地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	9
IV	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10
V	自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	11
VI	その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置	12
VII	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	13
VIII	短期借入金の限度額	15
IX	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	15
X	剰余金の使途	15
XI	その他、周南市の規則で定める業務運営に関する事項	16

(基本的な考え方)

周南公立大学の母体となる徳山大学は、昭和46年(1971年)にまちづくりの中核となる大学を作るために公設民営方式により設立され、以来50年にわたり多くの人材を輩出するとともに地域社会への貢献を果たしてきた。令和3年(2021年)に徳山大学が創立50周年を迎えるにあたり、大学のミッションを「地域の持続的発展と価値創造のための『成長エンジン』となること」と再定義するとともに、「地域に根差し、地域の問題を地域とともに解決し、地域に愛され、地域に信頼され『地域に輝く大学』となる」ことをビジョンとして宣言し、公立化後も継承することとした。また、本学の設置者である周南市は、周南公立大学の開設にあたって、徳山大学の歴史と伝統を引き継ぎながら、「大学を地域の成長エンジンとした地方創生」、「地域人材循環構造の確立」、「若者によるまちの賑わいの創出」を、大学を生かしたまちづくりの骨子としてあげた。

周南公立大学として初めて迎える第1期中期計画期間を新たな歴史を刻むための基盤形成の重要な期間と位置付け、大学のミッションやビジョンならびに市の大学を生かしたまちづくりの方向性を踏まえて定められた中期目標を実現するために、以下の中期計画を策定し大学の構成員が一丸となって着実に実施する。

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容に関する目標を達成するための措置

- 【1】「知・徳・体」一体の全人教育の理念の下で、主体性や協働性を育むEQ教育をより深化するとともに、卒業後も成長し続けられるような総合的な学びとしての教育プログラムを構築する。具体的には、英語力、情報活用力、課題解決力、実践力を身に付けられるような教育プログラムを提供する。これにより、変革の世界においても、広い視野と豊かな教養を有し、地域、世界の成長を牽引できる総合的人間力を備えた人材を育成する。
- 【2】令和3年度(2021年度)に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)」に文部科学省から認定された「徳山大学 数理・データサイエンス・AI教育プログラム」をベースとした情報リテラシー教育を令和4年度(2022年度)から全学共通科目として実施する。また、令和5年度(2023年度)までに、同プログラム応用基礎レベルを確定し、情報科学部での専門教育の基盤とするとともに、認定制度にも応募する。さらに、令和10年度(2028年度)の情報科学部大学院研究科の設置申請に向けて、地域の課題解決型AI人材を目指すためのエキスパート育成プログラムを開発する。
- 【3】グローバル化社会において、求められるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を習得するために、在学4年間を通して実践的な英語力を向上させるためのカリキュラムを強化拡充する。英語力習得の指標としてTOEIC※1を活用する。
- 【4】ディプロマ・ポリシー※2に基づく教育の質保証とカリキュラム・ポリシー※3に沿った教育の提供のために、令和4年度(2022年度)中にカリキュラムマップ※4とシラバスナンバリング※5によるカリキュラムの構造化を行う。また、学生が卒業までに修得すべき能力の到達度測定の方針(アセスメント・ポリシー※6)を明確化する。到達度測定には、すでに確立している授業支援システムのWEB Classの活用、GPA※7、外部指標結果(PROG※8テスト、TOEICなど)などを活用する。
- 【5】ディプロマ・ポリシーに示す学生の能力修得状況を、それと連動した成績評価基準によって評価し、新学部学科の完成年度後に向けたカリキュラムや教育手法の改善に活用する。このために学部学科ごとにディプロマ・ポリシーとカリキュラムとの関係性対応表を作成し、学習到達評価のための枠組みとする。これに関わる授業ごとの「学習到達目標」は、ディプロマ・ポリシー達成のための妥当性の観点から検証する。学習成果測定にあたっては、期末の試験やレポートなどによる定量的な評価のみならず、ルーブリック※9に基づいた学生の成長に対する多面的な測

定を行い、教育の質保証を図る。

- 【6】地域の課題解決や価値創造に貢献できる人材を育成するために、CBL※10 (Community Based Learning) を強化・拡充する。具体的には地域ゼミでの専門性の強化、専門ゼミでのPBL※11 (Project Based Learning) の積極的推進、全学生が参加する地域共創型インターンシップ (アーリーエクスポージャー型インターンシップ※12、ジョブ型インターンシップ※13)、サービスラーニング※14、業界別地域キャリア教育などを実施する。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 【7】令和6年度(2024年度)の経済経営学部、情報科学部、人間健康科学部設置に向けて、優秀な教員を確保するために、研究業績、教育実績を重視した採用活動を計画的に展開し、令和9年度(2027年度)までに教員数100名とする。また、教員の学問分野の特性に応じた柔軟な働き方を整備する。
- 【8】適正な教員配置と客観的な人事評価制度の確立のため、毎期末に授業評価アンケートを実施し、教員の教育力を定量的に評価、公開する。また、研究業績・教育実績の両面について、KGI※15、KPI※16を令和4年度(2022年度)中に取り入れ、年度毎に到達度を測定する。再任用・昇格審査における指標としてもこれを活用する。
- 【9】幅広い教養を身につけた人材育成のために、全学的な教育プログラムの見直しを行い、学際的で全学共通となる総合科目カリキュラムについては年度毎に更新を行う。また、学部を横断的に履修できる科目を令和9年度(2027年度)までに系統的に整備し、専門性のみならず、学際的な教養を修得できる総合教育課程を構築する。また、これを可能にするクォーター制※17を新学部学科のカリキュラム編成時期に合わせて導入する。
- 【10】令和6年度(2024年度)までに全教室のWi-Fi環境やハイフレックス授業※18対応教室を整備する。また、科目の特性により対面・オンライン・オンデマンド・ハイフレックス等の多様な方式で教育を提供することにより本学学生の学習効率を高める。

(3) 学生の受入れと支援に関する目標を達成するための措置

- 【11】令和3年度(2021年度)に策定した本学のアドミッション・ポリシーに基づき、グローバルな視野をもって地域を見つめ、地域の持続的な発展に貢献しようとする学生を受け入れるために、高大接続を踏まえた、個別選抜入試を開発する。
- 【12】令和6年度(2024年度)からの新学部、新学科の入学者の受け入れにおいても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動させ、それぞれの学部学科のアドミッション・ポリシーを令和4年度(2022年度)

中に決定する。このポリシーに基づいて、学科ごとの選抜方式を設定する。

- 【13】多様な学生を受け入れるために、留学生や社会人を対象とした特別入試を実施する。
- 【14】各選抜方法の成果と課題の確認は、入学者の追跡調査により毎年度実施する。課題を検証し、教育課程や入学選抜方法を改善する。
- 【15】学生自らが目標を定め、その目標に向かって活動できるように、学生自治組織の再編を支援する。また、学生自治組織と大学の意見交換会を毎年実施するとともに、年度ごとに行う監査体制を確立する。
- 【16】学生生活を充実させるための経済的支援として、学業成績優秀者への授業料減免制度の検討を令和4年度（2022年度）中に行い、令和5年度（2023年度）から実施する。
- 【17】学生のメンタルサポートを強化するために、臨床心理士の相談機会を増やす。修学や学生生活に対する対応は、教職員で組織するアドバイザーチームで実施する。また、学生との対応スキル向上の為に教職員の研修を実施する。留学生に対しては、学外機関との連携により多様な相談体制を構築し、日本での生活を不安なく過ごすためのサポート体制を強化する。これらの対応により、中退率を公立大学の平均値以下とする。
- 【18】学生が進路の可能性を広げられるように地域の企業やアントレプレナー※19などとの交流機会を増やす。その成果として、令和9年度（2027年度）までに実就職率を90%以上とするほか、大学院への進学、アントレプレナーなど新たな進路先についても支援体制を構築する。
- 【19】卒業時に4年間の学びや活動支援に対する満足度調査を実施し、入学から卒業に至るまでの学生満足度を85%以上にする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【20】研究力強化のために、令和4年度（2022年度）中に研究推進室を立ち上げるとともに大学リサーチ・アドミニストレーター（University Research Administrator※20：URA）を配置し、研究力活性化のための分析、研究推進、研究進捗管理、研究支援及び産学連携などの利活用等を図る。また、URAを中心に研究シーズ発表会やアカデミックデイ※21を開催し、学内外での共同プロジェクト研究の推進や次世代研究者の育成を図る。
- 【21】地域連携による課題解決型実践的研究の活性化のために、既設の「産学連携周南創生コンソーシアム（以下、「周南創生コンソーシアム」）」や共同研究講座ならびにスポーツサポートセンターや、令和4年度（2022年度）開設予定の地域AI・データサイエンス教育研究センター、さらには令和6年度（2024年度）に設置予定の地域看護教育研究センター

などを活用して、地域の企業や行政機関等と幅広く連携・協働し、地域の活性化のための研究を推進する。

- 【22】 地域に新たな価値を創造するために、大学発ベンチャー企業の創出を試みる。令和4年度(2022年度)に学生を中心とする起業部を立ち上げる。また、令和6年度(2024年度)に改組する経済経営学部に開設する地域ビジネスデザインコースの設置時期に合わせて、デザインシンキング・システムシンキング※22の教材の開発研究を開始する。なお、令和9年度(2027年度)までに、地域の産官学金の連携のもとで、起業支援、起業後支援、VC※23などを一体的に整備する。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 【23】 優れた若手研究者、とりわけ女性研究者や外国人研究者を積極的に採用し育成するために、令和4年度(2022年度)からテニユアトラック制※24を導入する。また、URAや地域共創センターの産学コーディネーターならびに管理運営部門(事務組織)の連携のもとで、研究者の研究支援体制を強化する。研究費・補助金の適正使用、研究倫理に関する研究者の意識向上を目的として、所管部門主催の研修会等を定期的を開催する。
- 【24】 教員や学生をはじめとする利用者のニーズ調査や施設・設備の利用状況等を踏まえた整備を、研究推進室のもとで計画的に進める。また、研究施設・設備を含めた学内施設・設備は学内外で共同利用を推進する。
- 【25】 研究活動の活性化のために、図書館機能を充実させる。令和4年度(2022年度)中に学術情報基盤強化方針を策定する。
- 【26】 大学リーグやまぐち※25を中心に山口県における高等教育機関との教育研究連携や地域貢献推進はもとより、国内外の大学をはじめとする教育研究機関との連携を積極的に進め、教員や学生の交流を通じた教育研究のプラットフォーム化※26ならびにグローバル化を推進する。

II 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 【27】 自治体へのシンクタンク機能を発揮するために、周南市を中心に山口県東部の自治体との連携協定を締結し、連絡協議会を毎年開催する。連絡協議会で提示された政策課題に対して、大学が有する知的、人的、物的資源を活用してニーズオリエンティド※27な解決を図る。
- 【28】 地域振興や産業振興のために、地域共創センターと周南創生コンソーシアムを中心とした産業界や地域社会との連携を強化・拡充する。そのために、地域共創センターと周南創生コンソーシアムとの実務者会議を毎月開催するとともに、代表者会議を年度はじめに開催し前年度の実績確認と当該年度の連携方針や事項の決定を行う。なお、周南創生コンソー

シアムの構成メンバーについては、令和4年度（2022年度）から近隣の商工会議所やコンビナート企業群などへの参画を呼びかけ、より広域で多様な連携を構築する。

- 【29】周南圏域に暮らす幅広い年代層の住民や在留外国人などすべての人が、学び続けられるリカレント教育体制を構築するために、既存のエクステンション事業※28を見直し、新たな教養講座や資格取得を目指した講座を開設する。これらの講座開設に当たっては、本学の有する教育研究資源を活用し、地域の要請に即したエクステンション事業を実施する。
- 【30】デジタルトランスフォーメーションに関するプログラムを中心に、地域の社会人層のキャリアアップを目的とした履修証明プログラムを開設・提供する。年度ごとにプログラムを充実させるとともに、受講生の意見をもとに見直しを行う。

2 産業界等との連携に関する目標を達成するための措置

- 【31】地域共創型インターンシップや地域ゼミ、地域課題解決型専門ゼミなどCBLを地域密着型大学として強化・拡充する。CBLの実施にあたっては、周南創生コンソーシアムにおける連携をベースとして検討する。また、地域の企業の求める人材に関するアンケート結果を参考にして新設や改編を検討した学部・学科・コースにおける教育を確実に実施する。新学部・学科・コースにおける教育プログラムの開始は令和6年度（2024年度）からの予定だが、それまでの2年間においても積極的な教育改革を進め、新体制の教育プログラムを可能な限り、先行して導入する。
- 【32】地域への人材の輩出と定着のため地域企業等の協力のもとに、社会・地域のニーズ・課題を毎年度調査し、地域ゼミ、PBL型専門ゼミなどの教育プログラムに反映する。また、インターンシッププログラムの継続的な改善を図るため、学生による報告会、連携・協力企業から意見聴取の機会を、毎年度設け、新学部学科の開設に合わせて導入予定のクォーター制を活用して、有償型インターンシップを含めた長期インターンシッププログラムを開拓し、学生が地域の企業の魅力を知る機会を増やす。
- 【33】周南創生コンソーシアムや大学リーグやまぐちのリソースを活用し、地域のニーズと大学の研究シーズとのマッチングを行う。

3 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

- 【34】地域全体の教育水準の向上のために、大学の有する教育・研究資源を活用し、地域の小中高等学校や総合支援学校、高等教育機関などと連携できる体制を構築する。この体制を活用することで、授業づくりのサポートや現場教職員との合同研修を実施し、地域の教育水準の向上につなげる。特に今後必要となるSDGs、データサイエンス、金融教育、スポ

ーツによる健康づくりなどの分野における研修会を開催する。連携の成果をホームページなどで積極的に発信し、地域内連携を拡充する。

【35】徳山工業高等専門学校、周南総合支援学校との連携を軸に、地域の教育機関、研究機関との包括的な連携を通して地域のSDGsの推進など社会課題の解決を進め、地域の共生社会の実現に向けた活動を行う。

【36】日本国内での先進的かつ多様な教育・研究体験を提供するために、令和6年度（2024年度）までに国内大学と連携し、ジョイントプログラム※30の提携を令和6年度（2024年度）までに構築し、活用する。また首都圏や近隣大都市圏の大学生とともに周南圏域で学ぶことで、周南圏域の関係人口の増加につなげる。

【37】地域の人材循環に貢献すべく高大連携・高大接続を推進し、令和9年度（2027年度）には定員の30%以上を目標に地域（周南圏域）から受け入れる。そのために、令和4年度（2022年度）に地域の高校とともに高大接続入試を開発し、早期の運用を目指す。

4 地域への定着に関する目標を達成するための措置

【38】地域への定着を促進する取り組みとして、地域共創型インターンシップの拡充及び地域ゼミなどを通じた周南圏域の企業や機関と学生との交流機会を、全学年を通じて拡大する。これらの対応により周南圏域での就職率40%を目標に、地域定着を推進する。

【39】アントレプレナーシップの醸成を目的としたデザインシンキング・システムシンキング育成プログラム（リテラシーレベル）を見据えた科目を令和4年度（2022年度）から総合教育の中に設置する。また、令和6年度（2024年度）から開設する経済経営学部地域ビジネスデザインコースでは、専門レベルで課題解決型アントレプレナーシップ教育を実施する。

【40】学生の起業に対するスタートアップ支援のために、地域共創センターを窓口として周南創生コンソーシアム等と連携したメンター制度、ファンディング等の支援体制を整備する。

5 地域における学生の活躍の場の創出に関する目標を達成するための措置

【41】地域共創型インターンシップ、地域ゼミ、PBL型専門ゼミなどで培ってきた連携を包括する体制を整備し、地域と連携した教育の場を広げる。また、教育課程ごとのポリシーに対応したCBLの体制を構築する。

【42】令和9年度（2027年度）までに、学内にとどまらず、地域コミュニティとともに地域活性化活動の企画、実施などを自主的に行える学生団体を設立、その活動をサポートできる体制を構築する。またこれらの活動の促進、教育効果の向上のために、サービ斯拉ーニングなどのプログラム化も並行して行う。

6 国際交流に関する目標を達成するための措置

【43】グローバルな視点から地域の持続的な発展を考えることができるグロー

カル人材を育成するために、海外の大学や機関との連携協定を締結する。令和6年度（2024年度）に導入予定のクォーター制を活用して、これらの大学への在学生の留学を拡大する。

- 【44】周南圏域ならびに本学の多様化やグローバル化に資するために、留学生の受入を促進する。令和9年度（2027年度）までに教育プログラムの国際化及び留学生のリクルーティング強化などを図り、安定的に確保していく。そのための基盤整備として、留学生と日本人学生の混住型住居の整備などを検討する。また、留学生の地域活動への積極的な参加などの日常的な異文化交流を通して、多様な文化的背景をもつ学生の受け入れや定着についての理解を促進する。
- 【45】優秀な留学生の入学促進のために、令和3年度（2021年度）に認定されたキャリア支援プログラム「留学生就職支援促進プログラム」をブラッシュアップするとともに、地域社会において高度人材として活躍できるキャリアパスとしての魅力を発信する。また卒業生、在学生をつなぐフォローアップ体制を確立し、留学生が安心して学び、卒業できる環境を整備する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務執行体制の強化に関する目標を達成するための措置

- 【46】管理部門組織及びその業務内容、委員会組織及びそのあり方を毎年見直し、統廃合や再編整備等により、機能連携の高い組織とする。
- 【47】理事会や経営審議会等について、経営に関する重要事項が適切に審議される会議運営を行う。また、外部委員等からの意見や、学外からの期待や要望を把握するように努め、法人運営に適切に反映する。
- 【48】監事が教育研究や社会貢献の状況および大学のガバナンス体制等についても監査を行う。IRや自己点検・評価の結果等の情報提供を通じ、監事の調査支援を行うことにより、監事監査機能を強化する。また、役員や幹部教職員に対する内部統制に関する研修会を定期的を実施し、内部統制システムの理解と意識向上を図る。

(2) 開かれた大学づくりの推進に関する目標を達成するための措置

- 【49】地域に関わる産官学の関係者により構成される教育研究審議会及び経営審議会や周南創生コンソーシアムなどにおいて広く多様な意見を求め、健全な大学運営を図る。
- 【50】地域に向かって教育研究活動を広く発信するとともに、市民からの意見を収集できる体制を作る。大学の教育研究成果等についての認知度を高めるために、ホームページや広報誌の内容を常に更新し、市民や地域企業・団体への情報発信を強化充実する。また、卒業生に対して大学への

関心と理解を深めてもらえるよう、大学の近況を定期的に発信する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【51】令和2年度(2020年度)に実施した山口県内の高校生への受容性調査や、周南市内の事業所等が求める人材に関するアンケート調査を踏まえ、令和6年度(2024年度)入試選抜より現行の経済学部、福祉情報学部の募集を停止し、経済経営学部、情報科学部、人間健康科学部の3学部を新設する。

【52】地域産業界への高度人材の輩出や研究力強化の基盤構築と次世代の研究者育成のために、大学院設置について、新学部学科を設置する令和6年度(2024年度)当初から検討を開始し、学年進行と合わせて構想をまとめる。

3 人事の適正化と人材育成に関する目標を達成するための措置

【53】本学のミッションを達成するための役割を果たせるよう、職員については、経営に必要な能力を備える人材や専門的な能力を備えた人材の採用を積極的に行う。教員に関しては裁量労働制、変形労働時間制、クロスアポイントメント制度※31を令和4年度(2022年度)に導入する。

【54】適切な処遇と人事配置を行うために、教職員の人事評価を令和4年度(2022年度)から導入し、透明性が確保された人事評価となるよう点検と見直しを毎年度行う。

【55】教職員が地域と大学、地域と世界を繋げ、地域を活性化させられるような人材として成長できるようにFD※32・SD※33研修を定期的の実施する。また、教職員の専門性に即した研修、資格を支援する制度を作る。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【56】事務の効率化、合理化のため、定期的に事務組織の見直しを行い、費用対効果を検証したうえで、アウトソーシングの活用を進める。また、令和9年度(2027年度)までに会議資料のペーパーレス化を図る。

【57】デジタル技術の活用による事務の効率化、省力化を実現し、人的リソースを企画力、構想力を必要とする、より戦略的な業務に配置する事務組織とする。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【58】令和6年度(2024年度)に新学部新学科の創設と入学定員増を実施し、安定的な経営確保のための収入増加を図る。教育水準の維持向上に配慮しながら、毎年経費区分毎に人件費比率、教育研究経費比率、一般管理費比率の分析を行った上で必要な業務と不要な業務を洗い出し、業務経費の効率化を図る。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【59】 本学の魅力をホームページ上やSNSで発信し、定期的な高校訪問及び、全国各地で説明会を実施する。また多様な入試形態を設定することで、志願者の増加と毎年の入学定員を満たし、安定した自己収入を得る。

【60】 外部資金の獲得に戦略的に取り組み、令和9年度（2027年度）までに年間外部資金獲得額3,000万円以上を目指す。

【61】 地域産業界への高度人材の輩出と地域での新たな価値創造の基盤構築を目的として、大学基金を構築する。この基金制度を活用し、学生支援等に役立てる。

【62】 授業料以外の収入に加え、大学が持つリソースを地域に提供することにより、自己収入の増加を図る。具体的には文化・健康増進等を中心とした講座への認知度及び利用頻度を高めるとともに、社会人層のキャリアアップを目的とした履修証明プログラムなどの魅力的な事業を毎年度1プログラム以上開設する。

3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

【63】 教育研究活動が日々安全・安定的に継続するよう大学施設の定期点検を実施し、補修箇所の早期把握と実施等、大学が管理する施設の安全・安定的な維持を行う。

【64】 教育研究活動に支障のない範囲で地域に開かれた大学として、積極的に大学施設を開放する。また、土地建物の有効活用のため利活用状況の調査点検を毎年度実施する。

V 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

【65】 大学のミッション・ビジョンの実現に向け、自己点検評価委員会において全学的な方針と手続きを定め、各部署においては、教育研究・管理業務の質向上と中期計画達成に向けた自己点検を毎年実施する。また、中間評価時に大学の活動を周知するためにシンポジウムを開催し、自己点検評価に関する内容を内外に公開する。

【66】 令和5年度（2023年度）に日本高等教育評価機構を受審し、それらの結果を分析し、大学運営に反映する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

【67】 法令等により公開が義務付けられている情報のみならず、大学運営の透明性を確保するために、教育研究活動や地域貢献活動等について、ホームページや各種SNS及び大学案内等の刊行物を通じて積極的に発信を行う。また、あらゆる大学の情報を社会に提供するために、令和5年度（2023年度）より前年度の活動状況をデータブックとして公開する。

【68】 情報発信の多言語化において、ホームページなどによる各種情報を多言語化して発信する。まずは、英語による発信を令和5年度（2023年度）中に行う。

VI その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

1 施設設備の整備・管理に関する目標を達成するための措置

【69】 学部学科の再編に合わせて、施設整備にかかるマスタープランを令和6年度（2024年度）までに策定し、省エネルギー化に資する設備対策やユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持管理を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【70】 大学において発生又は発生することが予想される災害等に関するリスクマネジメントを適切に行うため、毎年訓練を実施し、避難所開設・運用マニュアル等の見直しを行う。また、教職員や学生の安否確認システムをより有効的に機能させるための見直しを常時行う。

【71】 個人情報の不正利用や漏洩が発生することのないよう厳重に管理する。情報システムを毎年点検し整備するとともに、教職員や学生に対し定期的にセキュリティ研修を実施する。また、情報の毀損リスク管理のために、保存重要性の高い学生情報を中心にバックアップの多重化を図る。

3 法令遵守及び社会的責任に関する目標を達成するための措置

【72】 教職員及び学生に法令や社会の規範、学内の諸規程の遵守、教育研究倫理及び研究費等の適正な管理のために、コンプライアンス研修を毎年実施する。

【73】 周南圏域におけるSDGsを目指した取り組みを、地域の核となり推進するため、教職員、学生団体が地域とともに活動を推進する体制を令和4年度（2022年度）に整える。ダイバーシティ&インクルージョンや地域の成長エンジンとして推進すべきSDGsのターゲットを定め、令和5年度（2023年度）から継続的に取り組む。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

（単位 百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 7 6 0
授業料等収入	5, 1 0 2
その他収入	2 6 5
受託研究等収入	3 4
寄附金	1, 2 1 4
計	1 1, 3 7 5
支出	
教育研究経費	2, 7 8 4
受託研究等経費	3 4
人件費	7, 5 6 2
一般管理費	9 9 5
計	1 1, 3 7 5

（1）人件費の見積り

中期目標期間中、総額7, 562百万円を支出する。上記金額は、令和4年度（2022年度）の人件費見積額を基礎として、以後は人事に関する計画に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものである。

2 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,516
経常費用	10,598
業務費	9,602
教育研究経費	2,007
受託研究費等	34
人件費	7,562
一般管理費	995
減価償却費	890
臨時損失	29
収益の部	11,516
経常収益	11,488
運営費交付金収益	3,983
授業料等収益	5,102
受託研究等収益	34
寄附金収益	1,214
雑益	265
資産見返運営費交付金戻入	777
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄附金戻入	113
臨時利益	29
当期純利益	0

※端数処理の関係上、数値の集計が合計欄と合わない場合があります。

3 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,384
業務活動による支出	10,598
投資活動による支出	777
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	10
資金収入	11,384
業務活動による収入	11,384
運営費交付金による収入	4,760
授業料等による収入	5,102
受託研究等による収入	34
寄附金による収入	1,224
その他の収入	265
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

※端数処理の関係上、数値の集計が合計欄と合わない場合があります。

VIII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

X 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、剰余金が発生した場合は、教育研究の質向上並びに組織運営及び施設設備に係る経費の財源に充てる。

XI その他、周南市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予 定 金 額	財 源
看護学科、スポーツ健康科学科、情報科学科設置に係る設備及び図書の整備	777	周南市補助金（運営費交付金として措置）

(注1) 施設及び設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な施設・設備の整備や老朽化度合い等を考慮し改修等が追加されることもある。

(2) 人事に関する計画

適切な処遇と人事配置を行うために、教職員の人事評価制度を令和4年度（2022年度）から導入し、透明性が確保された人事評価制度となるよう点検と見直しを行う。令和6年度（2024年度）の経済経営学部、情報科学部、人間健康科学部設置に向けて、優秀な教員を確保するために研究業績、教育実績を重視した採用を計画的に進め、令和9年度（2027年度）までに教員数100名とする。職員については、経営に必要な能力を備える人材や専門的な能力を備えた人材の採用を積極的に行い、令和9年度（2027年度）までに職員数60名とする。

(3) 積立金の使途

なし

(4) その他法人の業務運営に関する必要な事項

なし

用語解説

※1 TOEIC

TOEICとはTest of English for International Communicationの略で、英語を母語としない人々を対象とした英語の能力を測る英語資格テストのこと

※2 ディプロマ・ポリシー

各大学の学部・学科等の教育理念に基づく、学生の学修成果目標となる学位授与の方針

※3 カリキュラム・ポリシー

各大学の学部・学科等の教育課程編成・実施の方針

※4 カリキュラムマップ

授業科目とディプロマ・ポリシーの関係を示した表で各科目が卒業までに身に着けるべき能力のどの項目と関連するかを示したもの

※5 シラバスナンバリング

授業科目に適切な番号を付し、分類することで、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み

※6 アセスメント・ポリシー

学生の学習成果を可視化し、大学の教育成果を測定・評価し、大学の教育を改善していくための考え方

※7 GPA

Grade Point Averageの略で、学生の成績評価方法の一種。科目ごとの4段階評価を4～0までのGrade Pointに書き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点として算出

※8 PROG

Progress Report on Generic Skillsの略で、専攻・専門に関わらず、大卒者として社会に求められる汎用的な能力・態度・思考を測定し、育成するためのプログラム

※9 ルーブリック

学習目標に対する達成度を判断するための【評価の観点(規準)】と、観点の尺度を文章(記述語)で示した【評価の基準】から構成される評価ツールのこと。主体的な学びなどを評価する際に用いられる

※10 CBL

地域の行政や企業、住民、教職員、学生の協働に基づく地域活動に学生を参画させる学習活動

※11 PBL

PBL (Project Based Learning) とは、「問題 (課題) 解決型学習」と訳され、学生が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法のことを指す

※12 アーリーエクスポージャー型インターンシップ

初年次生を対象とした短期のインターンシップ。早期に、将来を見据えた業界の体験を行うことにより、専門課程での学びのイメージを拓げるためのもの。本学では地域でのキャリア意識の醸成のため、周南圏域で実施

※13 ジョブ型インターンシップ

ジョブ型採用をにらみ、具体的な職種・業務内容を事前に設定した業務遂行型のインターンシップ。従前のインターンシップでは事業体の業務内容全般を知り体験することが多く行われてきた

※14 サービスラーニング

教室で学んだ学問的な知識や技能を地域社会の課題を解決するため行う社会的活動に生かすことを通して、市民的責任や社会的役割を感じ取ってもらうことを目的とした教育方法のこと

※15 KGI

Key Goal Indicator の略で、重要目標達成指標のこと。ここでは本計画期間において、教育並びに研究における業績の達成目標を測るための指標のこと

※16 KPI

Key Performance Indicator の略で、重要業績評価指標のこと。ここでは本計画期間における単年度ごとにKGIにおける達成度を把握し評価するための中間目標を測るための指標のこと

※17 クォーター制

1年間を4つのタームに分けて授業をする4学期制のことで、世界の大学と共通性が高い教育システム

※18 ハイフレックス授業

対面授業とオンライン授業双方で同じ内容の授業を受講できるようにする授業形態

※19アントレプレナー

ゼロの状態から事業を立ち上げる起業家のこと

※20 大学リサーチ・アドミニストレーター(University Research Administrator)

研究者とともに研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進を行うことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材のこと

※21 アカデミックデイ

学問分野を問わず、研究者、市民、産業界など誰もが学問の楽しさ、魅力に気づくことができる場となるイベント等のこと、「学びのお祭り」とも呼ばれる。

※22 システムシンキング

システムシンキングとは、相互に影響し合う要素や構造を1つのシステムとして捉え、それらの全体像を把握し、要素間の相互作用から課題解決に導く思考方法のこと。

※23 VC

ベンチャーキャピタル(VC)とは、未上場のベンチャー企業に出資して株式を取得し、将来的にその企業が株式を公開した際に、大きな値上がり益の獲得を目指す投資会社や投資ファンドのこと。

※24 テニューアトラック制

特に若手研究者が審査により常勤職につく前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み

※25 大学リーグやまぐち

山口県内の高等教育機関の連携を深め、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業の実施を通じて、若者の定着促進並びに地域貢献力及び教育・研究水準の一層の向上を図ることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とした団体。

※26 プラットフォーム化

プラットフォームとはシステムやサービスの土台や基盤となる環境のこと。ここでは、山口県を中心とした高等教育機関、国内外の教育研究機関との連携を進め、教員ならびに学生の教育研究のための環境として整備すること。

※27 ニーズオリエンティド

地域課題の解決などを地域からのニーズをベースに課題解決を進めていくこと。

※28 エクステンション事業

大学がもつ知的・物的資源を活用し、地域に住む市民向けに行う講座に関わる事業のこと。

※29 履修証明プログラム

社会人等の学生以外を対象として、人材の養成目的に応じて必要な講習を体系的に編成（授業科目と授業科目以外を組み合わせることも可能）したプログラムのこと。

※30 ジョイントプログラム

異なる背景をもつ組織・教職員・学生が、それぞれの背景を活かし、目的の達成を目指すプログラムのこと。ここでは国内の大学間で教育プログラムの部分を持ち寄り、1つのプログラムをつくること。

※31 クロスアポイントメント制度

研究者等が大学やその他の複数の機関との間でそれぞれと雇用契約関係を結び、各機関のもとで業務を行うしくみ。

※32 FD（ファカルティ・ディベロップメント）

大学教員の教育能力を高めるための取組

※33 SD（スタッフ・ディベロップメント）

大学職員の能力を高めるための取組